

令和6年度における懲戒処分について

5件 5人

(停職6月：1人、停職1月：1人、減給6月：1人、減給1月：2人)

NO	処分日	処分理由	処分内容	人数
1	R6.5.10	令和6年1月から同年2月にかけて、知人女性を待ち伏せたほか、義務のない要求を行い、同年3月6日にストーカー行為等の規制等に関する法律違反の疑いで逮捕され、同年4月11日に不起訴処分となったもの。	減給6月 (1/10)	1人
2	R6.10.25	年次有給休暇を全て消化したことなどから、本年5月に正当な理由なく8日間の勤務を欠き、そのうち5日間については、上司に対し、家族を看護するための特別休暇と虚偽の報告を行ったもの。	減給1月 (1/10)	1人
3	R6.10.25	男女間のトラブルから、当時、在籍していた所属のパーソナルコンピューターを利用し、税務システム及び住民記録システムを操作して、複数の市民の住所や勤務先等を調べ、令和3年9月から令和5年10月までの間、特定の女性を誹謗中傷する内容の手紙を勤務先、知人宅などへ計9通送付した。 本年9月26日付で高松簡易裁判所から高松市個人情報保護条例違反及び名誉棄損により、罰金による略式命令を受けたもの。	停職6月	1人
4	R7.2.12	令和6年5月20日、交差点にて自身が運転する自動車と、相手方が運転する自転車が接触し、相手方に加療7日間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせたにもかかわらず、道路交通法による措置義務（最寄りの警察署への連絡）及び職場への事故報告を怠った。 なお、同年10月17日付けで高松簡易裁判所から過失運転致傷及び道路交通法違反により、罰金による略式命令を受けたもの。	減給1月 (1/10)	1人
5	R7.2.21	令和6年5月から同年9月までの間、知人女性の出退勤時において、繰り返し女性の自宅近隣の駐車場や路上にて、自身の車の中から、女性の様子をうかがい、見張りをしていたところ、警察から職務質問をされ、事情聴取を受けた。 令和6年12月25日付けで香川県警察本部から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止等命令書が交付されたほか、令和7年1月9日に高松簡易裁判所から同法の違反により、罰金による略式命令がなされたもの。	停職1月	1人